

常任委員会

第39号議案・平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白
石市税の減免に関する条例の一部を改正する条例から第43号議案・
平日夜間初期救急外来医療に関する事務の委託についてまでの計5
議案について、定例会2日目（6月11日）の本会議で質疑が行われ
た後、所管の常任委員会に審査が付託されました。
審査の中で議論されたおもな内容は次のとおりです。

総務財政常任委員会

委員長 佐久間 儀郎

副委員長 伊藤 勝美

委員 安藤 佳生・沼倉 啓介

平間 知一・四竈 英夫

平成23年度は1世帯、平成24
年度は2世帯、平成25年度は
2世帯で、3年間の合計で48
万3千400円の減免額となる。

〔質疑〕減免となる税額は、
どこから補填される仕組みに
なっているのか。

〔答弁〕国から特別調整交付
金により全額財政支援される。

◎第39号議案・平成23年東日
本大震災による災害被害者に
対する白石市税の減免に関す
る条例の一部を改正する条例

◎第40号議案・平成23年東日
本大震災による災害被害者に
対する白石市介護保険料の減
免に関する条例の一部を改正
する条例

〔質疑〕この条例により減免
となる者の数と税額の合計は
いくらか。

〔答弁〕国民健康保険税は、

〔質疑〕この条例により減免
となる者の数と保険料額の合
計はいくらか。

〔答弁〕平成23年度は3名、
平成24年度も3名、平成25年
度は途中転出者を含め2名で、
3年間の合計で25万1千200円
の減免額となる。

〔質疑〕この減免措置は、い
つまで継続されるのか。

〔答弁〕今回の減免措置の対
象は、平成26年度までである。

建設産業常任委員会

委員長 志村 新一郎

副委員長 大野 栄光

委員 澁谷 政義・菅野 恭子

保科 惣一郎・大町 栄信

◎第41号議案・白石市企業立
地及び事業高度化を重点的に
促進すべき区域における固定
資産税の課税免除に関する条
例の一部を改正する条例

〔質疑〕過去にこの条例の適
用を受けた件数と減免金額は
いくらか。

〔答弁〕適用を受けた対象は
1件で、平成22年度から平成
24年度までの3年間で、課税
免除額は約610万円である。

〔質疑〕他の企業からの申請
は無かったのか。

〔答弁〕大震災以降、都市計
画の用途指定での工業地域、
または準工業地域は、復興特
区法による固定資産税の減免
を受けられる。この条例での
課税免除は3年だが、復興特
区法での課税免除は5年とな
るため、有利な復興特区法で
の適用を受けている。「用途
指定の無い地域」の企業から
の申請はない。

教育民生常任委員会

委員長 制野 敬一

副委員長 山田 裕一

委員 水落 孝子・小川 正人

佐藤 英雄・山谷 清

◎第42号議案・白石市子ども
医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例

〔質疑〕条例改正により年間
費用はいくらになるのか。

〔答弁〕今回の補正予算で371
万3千円を計上しており、当
初とあわせると1億478万円ほ
どとなる。

〔質疑〕中学生の通院部分が
増えることによる見込み額は
どのように算定したのか。

〔答弁〕今回の補正予算計上
分は10月から1月分まで4ヶ
月間の助成費分で、2月・3
月分は4月以降の請求となる。
金額の算定にあたって、市内
中学生は約900人いるが、平成
25年度一人あたりの助成額が
約3万2千円の実績で、これ
らに受診率を考慮して算出し
ている。

